

令和5年12月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和5年12月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和5年12月27日（水）午後1時30分から午後3時50分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 22人

1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
5番	中川 敦	6番	久保 節夫
7番	太田 辰男	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	10番	矢嶋 壽司
11番	窪田 英明	12番	塩原 秀俊
13番	田中 悦郎	14番	細江 弘光
15番	塩原 俊昭	17番	濱 博
18番	齋藤 勝幸	19番	橋本 実嗣
20番	倉科 孝明	21番	塩原 至
25番	林 昌美	26番	瀧澤 和子

4 欠席農業委員 4人

16番	河野 徹	22番	三村 晴夫
23番	二村 喜子	24番	上條信太郎

5 出席推進委員 6人

推1番	西村 博	推2番	中野 千尋
推3番	大澤 好市	推5番	松田 和久
推10番	中平 茂	推11番	田中 孝人

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第192号～第196号）
- イ 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件……（議案第197号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……（議案第198号～第203号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……（議案第204号～第205号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……（議案第206号～第213号）
- カ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件……………（議案第214号～第215号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地の形状変更（土地改良）実施に伴う届出の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件

(3) 協議事項

令和5年度違反転用への対応

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

ア 令和5年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

(2) 報告事項

ア 令和5年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果について

イ 令和5年度第3回青年等就農計画の審査結果について

ウ 令和5年度全国農業新聞普及推進の取組結果について

エ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

(1) 県外視察研修の報告について

9	出席職員	農業委員会事務局	局長補佐	川村 昌寛
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 任	藤井 勇太
		//	主 任	麻生 沙絵
		//	主 事	増澤 千尋
		//	主 事	田中 瑞恵
		農 政 課	主 査	望月 優
		//	主 任	小原 悟
		//	主 事	中村 愛佳
		//	主 事	城生 涼風
		//	事 務 員	藤井 陸璃

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 田中会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 9番 丸山 茂実 委員

10番 矢島 壽司 委員

〔書記〕 川村局長補佐、草田係長

14 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第192号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

別冊の総会資料をお手元にご準備ください。

それでは、本日配付されました資料の新規就農者について、事務局から説

明をお願いいたします。

田中主事。

田中主事

農業委員会事務局の田中です。

すみません、初めに新規就農者のページ、ふだんでしたら表紙の裏側にあったものなのですが、印刷時に落丁がございまして、別紙になっており、すみません。ですので、ペラ1枚でお配りしている新規就農者の紙をご覧ください。

今月の新規就農者は、個人の方1名です。

〇〇〇〇さん、住所地、農地所在地ともに今井地区、3筆、23.2アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする営農、栽培予定はジャガイモ、タマネギと伺っております。議案は別冊の2ページの34番にございます。署名は今井地区の田中会長と田中推進委員にいただいております。

今月の新規就農者は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、この〇〇さんについてご説明申し上げますが、圃場と住宅はアルプスグリーン道路、神林から南北の道を南へ行ったところ、〇〇〇〇の左側でございます。先日、本人がお見えなんです、農家レストランをやりたいと。出身は岡山の方で、リフォームしながら農家レストランをやりたい。去年から自家用野菜を作って、その準備をしていらっしゃるということで、うまいものを作って繁盛してくれと。我々も遊びに行きますからというふうに伝えました。若い意欲的な方で有望だと思います。紹介をしておきます。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

城生主事。

城生（農政課）主事 農政課の城生です。よろしくお願いいたします。

今回特記事項はありませんので、議案の説明のほうに移ります。

着座にて失礼いたします。

別冊資料1ページ目、5-(1)-ア、農用地利用集積計画決定の件、議案第192号です。

合計のみ申し上げますので、46ページ目をご覧ください。

合計申し上げます。

一般、筆数109筆、貸付け53人、借入れ42人、面積14万9,828平米。

所有権の移転、筆数7筆、貸付け4人、借入れ2人、面積1万4,642平米。

第18条2項6号関係、筆数13筆、貸付け6人、借入れ3人、面積1万4,385平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数611筆、貸付け

328人、借入れ1人、面積95万8,296平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数542筆、貸付け1人、借入れ93人、面積86万4,147平米。

合計、筆数1,282筆、貸付け392人、借入れ141人、面積200万1,298平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数572筆、面積90万618平米、集積率は87.58%です。

議案第192号は以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に伺います。

議案第192号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第193号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、河西委員には退室をお願いいたします。

(河西農業委員 退席)

議長

農政課から説明をお願いします。

城生主事。

城生（農政課）主事 続きまして、議案第193号です。

47ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積4,040平米です。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。

議案第193号は以上です。

議長

それでは、全ての委員の皆様にお伺いしますが、質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第193号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
河西委員の入室をお願いいたします。

(河西農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第194号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件でありますので、太田委員には退室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生（農政課）主事 続きまして、議案第194号です。
合計のみ申し上げますので、次のページ、48ページをご覧ください。
合計、筆数48筆、貸付け1人、借入れ1人、面積6万4,025平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第194号は以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第194号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
太田委員の入室をお願いいたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第195号 農用地利用集積計画の決定について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件でありますので、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生(農政課)主事 続きまして、議案第195号です。
49ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,757平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第195号は以上です。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第195号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
濱委員の入室をお願いいたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第196号 農用地利用集積計画の決定の件について上
程いたしますが、本件も委員に関係する案件でありますので、丸山委員に

は退室をお願いいたします。

(丸山農業委員 退席)

議 長 農政課から説明をお願いいたします。
城生主事。

城生(農政課)主事 続きまして、議案第196号です。
50ページご覧ください。
合計のみ申し上げます。
筆数19筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2万4,367平米。
上記利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第196号は以上です。

議 長 ただいまの説明について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第196号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
丸山委員の入室をお願いいたします。

(丸山農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第197号 農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件についてを上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
田中主事。

田中主事 農業委員会事務局の田中です。
それでは、早速、5-(1)-イ、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請する件、議案第197号を説明いたします。
合計を申し上げますので、別冊の最後、51ページの合計欄をご覧ください。
集積、人数3名、筆数9筆、権利設定面積1万3,522平米に対して、

配分は人数3名です。

以上の案にて令和6年1月公告分の農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構へ要請いたします。

議案第197号については以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第197号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第198号から203号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、6件について上程いたします。

事務局から一括説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

では、農地法第3条の規定による許可申請の件、説明いたします。

着座にて失礼します。

総会資料1ページをご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請についてです。

議案第198号は、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第199号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

議案第200号は、近接所有地と一体利用のため、所有権を移転するものです。

議案第201号は、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第202号は、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第203号は、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

以上6件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議をお願いいたします。

議長

ご苦労さまです。

それでは、地元の委員の方から意見ををお願いします。

198号、濱委員、お願いします。

濱農業委員

この案件ですが、ちょっと前も総会に出ました〇〇〇〇さんという方が財産整理ということで、その一環です。この圃場ですが、山形に行く山形街道が長野道の高速と交わる交差点のところから高速の西側を南へ2枚目の田んぼになります。これ、今年まで私が借りて耕作をしております、この前合意解約で出たところですが、相手方の〇〇さんですが、合同庁舎の西側のところに住んでおまして、実家が箕輪町にあって、そっちのほうにも圃場あって、何か隣のリンゴ園の方が、どうしてもその〇〇さんの田んぼを譲ってほしいというようなことで、それでこちらの島立のほうで土地を探して、この土地がちょうどいいかなということで決まったそうなんですけれども、場所は本当に田んぼやるにはまあまあいいところで、圃場整備終わっておりますし、いいかと思えます。この方も、耕作については問題ないかと思えますので、格段問題のある案件ではないと思えますので、よろしく願いをいたします。

議 長

ありがとうございました。
それでは、199号、塩原俊昭委員、お願いします。

塩原（俊）農業委員 199号ですけれども、〇〇さんの所有なんですけれども、〇〇さん、遠方にお住まいで、相続でこの土地を預かることになったわけですが、耕作できないということで、現場へ行ってみますと、不耕作地になりかけているような状態の土地であります。〇〇さんが譲り受けて耕作をするということで、不耕作地にならずに済むということで、全く問題ないというふうに見てきました。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
それでは、200号、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

位置図の関係で、3ページの上のほうですね、これを見ていただきますと、ちょうど二子というところで、西のほうに長野道が走っております、長野道をくぐる感じで松本空港線が走っております。この地図の右側のほうは二美町という住宅団地でありまして、この中間の辺にあるというところでありますけれども、ここの場所は、ちょうど丸つけてある左側、「文」って入っていますけれども、認定こども園のふたごという保育園がありまして、この丸ついている場所が〇〇さんのご自宅がある場所と。ご自宅の右側のほうが二子神社がありまして、ちょうど二子神社と認定こども園に挟まれた場所ということで、今回売買で購入するわけですが、〇〇さん以外、多分利用できないじゃないかなということで、この土地に入るにも、二子のその認定こども園の北側の細い、車は軽トラ1台通れるような場所を通って行かないと入って行けないので、一体利用ということで、〇〇さんしか利用できないというふうを考えておりますので、問題ないと

いうふうに考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
では、201号、中川委員、お願いします。

中川農業委員 201、ご報告申し上げます。

譲渡人の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、ご高齢の方なのですが、非農家の方です。令和2年に当該農地を相続しました。ただ、非農家でありますので、こういう農地を相続されては困る。困ってしまった。どうにか処分をしないといけないという形の最終決着の案件でございます。当時は東京にお住まいだったんですが、今は生まれ故郷である里山辺に戻って来られました。農地が3つありますが、〇〇〇〇-〇、それから〇〇〇〇-〇、こちらは〇〇さんがトマトなんかを作って、どうにか農地としての体面を保っている、こういう状況でありました。〇〇〇〇-〇のほうは、こちらは〇〇さんが以前から借りていたというところでありました。〇〇さんという方は、里山辺の地域の中心経営体の1人に位置づけられている方で、一生懸命やっておられます。こういう売買という形になって、権利が移動ということになりまして、きれいな形に収まったと、こういう案件でございます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
202号、中條委員、お願いします。

中條農業委員 202号ですが、譲渡人の〇〇さんなのですが、相続で得た土地でございます。お住まいも上田ということで、管理と耕作できないということで、売りたいというお話でした。買った〇〇〇〇さんですが、うちの近所の方ですが、水稻と果樹と今、やっています、今、果樹のほうに力を入れております。経営規模拡大ということで、問題ないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
203号、塩原至委員、お願いします。

塩原（至）農業委員 〇〇さんの畑を〇〇さんが買うということで、〇〇さんは28歳ということで、5月だか6月、初めて農地を取得しまして、この人に関しては、今後規模を本当に大きくするということでありまして、この人に作らせておけば間違いないと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

議長 ありがとうございます。
続きまして、全体を通しまして質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、6件について、一括して集約いたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第198号から203号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定いたします。
続きまして、議案第204号及び205号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。説明をさせていただきます。
総会資料の2ページをお願いいたします。
農地法第4条の規定による許可の件、説明いたします。
議案第204号、転用目的は住宅敷地（車庫・通路）です。こちら、やむを得ないものとして追認申請となっております。
続きまして、議案第205号、転用目的は合併浄化槽となります。こちらもやむを得ないものとして追認申請となっております。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、地元の委員の方からの意見ををお願いします。
204号、中條委員、お願いします。

中條農業委員 204号ですが、先ほど3条のほうに出てきた〇〇さんなんですが、〇〇さんの自宅です。住宅敷地に入る通路と車庫、トラクターを置く車庫なんですが、通路に関しては、50年ぐらい前に家を新築したときに、今まであった通路が使いなくなって、こちらのほうから造ってしまったということです。今、6ページの写真の左側のほうへ下って行くところが通路になっています。それと、車庫ですが、これも20年ぐらい前に一度、田んぼをたくさん借りて5町歩ぐらいやっていたんですが、そのときに大きなトラクターを購入したときに、置き場所がなくて、今の写真のある駐車場になっているんですが、そここのところに置いておいたということで、農地ということを知らずにやったようでございます。写真を見てもらうと、左の

ほうは自宅がありまして、その横に物置、今ある車が2台止まっている奥が続きの農地になっていまして、広さはそんなに広くないそうです。右側はもう隣の住宅となっていて、手前が道路です。左下が道路になっていまして、農地としてそんな使い道があまりないということで、追認案件ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。
205号、柳澤委員、お願ひします。

柳澤農業委員 この写真がその下にございすけれども、7ページです。この場所は、平成3年11月にここに住んでおられた〇〇〇〇〇〇さんが亡くなった後、共同相続人の1人で、めいの〇〇さんという方がこの畑を相続したんですけれども、その畑の一角に合併槽が造られているという、合併浄化槽です。それで、ここは、もうしばらく前から多分これは造られていたと思うんですけれども、今回改めてここを分筆して、合併浄化槽ということにしたいという、実際機能している場所でした。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、現地を見ていただいた武井委員、お願ひします。

武井農業委員 204号ですが、今、地元の中條委員さんのおっしゃるとおり、これは追認やむなしと見てきましたので、よろしくお願ひします。
それから、205号ですが、合併浄化槽ということでございすけれども、この土地、建物、また売るといふことでございまして、隣のうちへ。これもやむを得ないといふことで、追認やむなしと見てまいりました。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、全体を通じましてこの2案、質疑、意見等ありましたら、お出しをお願ひします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、2件について一括して集約いたします。
農業委員の皆様には伺ひますが、議案第204号及び205号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願ひいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第206号から213号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、8件について上程いたします。
事務局から一括説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任

では、議案書の3ページをお願いいたします。
農地法第5条の規定による許可申請の件、説明をいたします。
議案第206号、転用目的は分家住宅です。令和5年8月22日付農振除外済み案件となります。
続きまして、議案第207号、転用目的は住宅敷地です。やむを得ないものとして追認申請となっております。
続きまして、議案第208号、転用目的は農家分家住宅です
続きまして、議案第209号、転用目的は駐車場です。令和5年8月22日付の農振除外済みとなっております。
4ページをお願いいたします。
議案第210号、転用目的は農家分家住宅となります。令和5年8月22日付農振除外済みとなっております。
続きまして、議案第211号、転用目的は農家分家住宅です。令和5年8月22日付農振除外済みとなっております。
続きまして、議案第212号、転用目的は農家分家住宅です。令和5年8月22日付農振除外済みとなっております。
続きまして、議案第213号、転用目的は住宅敷地（家庭菜園）となります。
以上、これらの案件につきましては、内容については議案書のとおりです。一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしく願いいたします。

議 長

ご苦労さまです。
それでは、地元の委員の方のご意見を伺います。
206号、神林、塩原委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員 位置図のほうを見てもらうと分かるんですけども、ちょうど住宅の中に入るといふことで、他の農地には影響はないと思います。また、もう一軒、その中には〇〇さんの分家があって、それで本家と合わせて兄弟3人ですかね、この近くに家を建てて、農業をやりながら守り立てていくということなので、特段問題はないことだし、承認のほうをよろしく願いしたいと思います。
以上です。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、207、208、209、矢嶋委員、お願いします。

いをいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、210、中川委員、お願いします。

中川農業委員

210号でございます。当該農地の場所なんですが、松本市東部の里山辺の一番西に当たるところです。ウエストピークというゴルフの打ちっ放しがあります。それから、松本工業高校があります。ここのすぐ東側というところに位置しております。譲渡人の〇〇〇〇さんのお嬢さんが〇〇〇〇さん、その配偶者が〇〇〇さんということになっております。〇〇さんご夫婦には介助を必要とされる家族があるということで、今、梓川の賃貸住宅に仮住まいなんですが、バリアフリーの家、こういったものが必要であるということで、いろいろ土地を探されておりましたが、ここしかないということで、こういうことになった次第でございます。特段隣接する農地に与える影響もない、そういうことでございますので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、211と212、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

211号ですけれども、〇〇〇さんご夫妻が農家分家住宅建設のため、譲渡人であります奥様のお父さん、〇〇〇〇さんからお父さん所有の農地を使用貸借により転用するという案件でございます。場所は、地図見ていただきますと、梓川の倭交差点というのが中央の上にあります。ここから南へ200メートルほど行ったところで、タイヤ館の店舗のすぐ西側ということになります。当該農地の状況ですけれども、写真見ていただきますと、写真の右手のほうに、方角としては南側ですけれども、お父さんの〇〇〇さんの自宅がございまして、奥に見える建物がタイヤ館です。北側は道路、西側は第三者の農地でございますけれども、そういったものに囲まれた狭小な土地でありますので、農地の使用上、周辺の農業に与える影響はないというふうに考えておりますので、本件における転用はやむを得ないものと考えております。

続いて、議案第212号ですけれども、こちら〇〇さんご夫妻が農家分家住宅建設のため、奥様のお父さんである〇〇〇〇さん所有の農地を使用貸借により転用する案件です。場所は、信州ミルクランドがあります梓川の工業団地の北西の辺り、300メートルほど行ったところ。お父さんの〇〇さんが経営しています〇〇〇〇〇〇〇の店舗のすぐ西側で、南大妻という集落の一角になります。当該農地の状況ですけれども、写真見ていただきますと、奥に見える建物が奥さんのお姉さんのご夫妻の住宅です。右側がお父さんの〇〇さんの農地、それから左手手前に見えます北西側の方向は道路、水路、公共物に囲まれたこれも狭小な土地であります。農地の

利用上、周辺の農業に与える影響はないと考えられますので、本件における転用はやむを得ないものと考えます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、213、塩原至委員、お願いいたします。

塩原（至）農業委員 15ページを見ていただきまして、場所なんですけれども、波田郵便局から東側に50メートルぐらいですか、のところにある物件であります。写真等を見ていただいて、手前側に道がありまして、四角で囲ってある以外は〇〇さんの関係の宅地ということであります。そして、その四角だけが畑ということで、50平米であります。昨日、〇〇さんと話を聞きました。〇〇さんの子供がまだ東京にいまして、今後、波田のほうに戻ってくるということで、農地というか、家庭菜園をやりながら、宅地申請にしていただければということを言われました。別に畑もきれいにしていますので、問題ないかと思えます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、現地を見ていただいた委員の方に意見を伺います。

議案第206号から208号についてを武井委員、209号以降を丸山委員にお願いします。

武井委員、お願いします。

武井農業委員

では、206号から申し上げます。これは先ほど地元の委員さんのおっしゃるとおり、周辺農地に及ぼす影響は少ないというふうに見てまいりましたので、よろしくお願いします。

207、208、これは姉妹ということでございまして、近所におうちを建てるということでございます。ちょっと駐車場、207についてはちょっと認識が甘かったなと思うんですけれども、今さらですので、追認やむなしという感じでございますし、その裏に妹さんがまたうちを造ったということでございます。どっちにしましても、横にリンゴ園ありますけれども、あまり影響はないというふうに見てまいりましたので、やむなしということで、よろしくお願いします。

丸山農業委員

209号ですが、〇〇〇〇のほうで駐車場ということで、見てきましたけれども、近隣農地に対する影響はないということで見ました。特に問題ないと思えます。

210ですが、説明ありましたとおり、娘さんの農家分家ということで、特に問題ないと思えました。

また、211についても、同じく〇〇さんの娘さん夫婦の農家分家ということですので、これも特に問題ないと思えました。

あと、212についても、同じように〇〇さんの娘さんの住宅をということで、特に近隣農地に対する影響は少ないと思いました。

213ですが、住宅敷地プラス家庭菜園ということで、〇〇さんが長年耕作をしていた土地だそうです。特段問題ないと思いました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

全体と通しましてご質問、ご意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

あれですかね。今、武井さんから指摘があったが、207なんだけれども、立地条件的に言うと、もちろんこれ、無理もないんだが、手続上、ここで追認、こんな案が追認の仕方でもいいのかどうかってちょっと気になったのと、それで213なんです、当然5条で申請するが、すぐにはやらないが、そういうつもりだっというこの形の形の中の5条申請もいいの、藤井さん。

藤井主任

まず、207号ですが、車庫ということで、カーポートがございいます。カーポートにつきましても建築基準法に合致したものを造る必要があります。事前に建築指導課のほうともご協議いただいております。建物としてカーポートとしての建築基準法上の適法性も、建築士の方の目が入っております。適法性は確認されております。農地法以外の法令でもやむなしということでのご協議はいただいております。

213号の家庭菜園ですが、後々のお話というのは、我々、今のところ何も聞いていないものですから、あくまでも住宅敷地の一部として家庭菜園を今後もやり続けるものということで把握はしていますが、転用の一般的な流れとして、これで転用の完了の報告を受けた後に、もし帰ってきたお子さんのための何かを造りたいということであれば、農地法の手は離れていますので、都市計画法ですとか建築基準法のほうで改めてできるのかどうかというところはご協議いただく必要はあると思います。

以上であります。

議 長

これ、207なんだけれども、普通の手続的にいうと、適法じゃないから、適法に是正しておいてから申請しろっていうのが指導の基本的な営みになると思うんだけど、ここで建っているのの追認ということで、これが関係部署との協議の中で、これは建築基準法でも合致しますよ。だから、そこで何にしろうちらでということもあるんだろうけれども、じゃこれでオーケーって、追認オーケーですよっていうような言い方でもいいの。これから出てくる事象の中でも、そういうような捉えどころで。

藤井主任

これ、一般的な案件の中で、まずは立地的にそもそもできるかどうかというところはあると思います。立地的にできないものであれば、原状回復していただくしかないと思いますので、そういった案件は原状回復にす

るとして、それ以外の、一応今回であれば2種農地ですが、立地的にできるもので、かつ他法令でもやむなしの案件であれば、今後も農地法的にもやむなしかなと考えております。

議長 ということです。久保委員。

久保農業委員 いや、会長のおっしゃっていることが、どういう問題も残るとか、どういうことだという説明をちょっとお聞きしたいんですが。

議長 通常、適法に手続がなされないところへ建屋が建っていると、これはやはり原状復帰で、農地に戻した後、許可申請で次の営みが始まるという営みだと思います。これが、普通の住宅なんかの場合、よく出てくるんですが、ある程度ちょっと飛び越しちゃったと、こういう成り行きの中で、これは過去の問題になっているところは追認でもやむを得ないんですが、このカーポート。カーポートなんて、取ろうと思えばすぐ取れるので。それで、これ、原状にして、農地に戻しておいてから申請して、オーケーで、カーポートを造るというのが、ある程度適法に手続が済んでいない皆さんのペナルティーだと思うんですよ。だで、その辺のニュアンスをどういうふうなニュアンスで、我々ね、そういうふうに捉えて、よく相談に来ると思うんですよ。もちろんそういういろいろな事象の中で、事務局のほうで指導しながら、適法にして、次の営みをするという。そういうところで、こういうふうな場所も許可というか、追認できるかどうかという、これが事例かどうかという確認なんです。

白地とかそういうなら、ある程度キャパもあるけれども、ここ、第2種で、それだで周りを見れば、もちろん農家できるような体制じゃないで、ここに特化しないだけけれども、今、事務局の話によると、そういうことで、外見上、建築建ってもいい。将来のルートならオーケーになるべきであろう土地だ。しかも、それは建築基準法をクリアできるという前提の下ならオーケーですよというサインを出せるというが、その207だと思うんです。

いいですか、そういう、藤井さん、捉えどころで。

では、川村補佐

川村局長補佐 事務局の川村です。

ちょっと補足説明させていただきますが、確かに今、担当のほうから申し上げましたとおり、適法か適法じゃないかというのも当然ございます。これはもう基本中の基本なんですけれども、これに限ったことじゃなく、今までもそうなんです、追認案件、許可をしているのが許可権者が県という形ですので、全て県へ事前に協議しております。つまり、許可権者である県のほうの内諾を得て、それで総会のほうに諮っていくといった方向のスタンスで今後もやっていきたいと思っておりますので、ご承知おきをお願いしたいと思います。

以上です。

議 長

いいですか。

私の解釈でいい。もちろん困ったことを県に聞いて、オーケーならオーケーだという、ただ他人じゃなくて、我々のスタンスの中で理解して、許可するという営みの中で、そういう捉え方と事務局とのすり合わせは常にやっていたかなきゃいけないと思うが。川村補佐

川村局長補佐

必要性というのが一番重要だと思ってくるんですけども、これ、見抜くことができるかできないかというのは、ちょっと一線が難しいんですが、悪意性があるかないかっていうのも重要なところだと思います。やっぱり悪意的にやってあるような、いわゆる違反転用みたいなものは、これは追認でいかなものかというのが出てきますので、そういった観点が1つの線引きにも、メニューの1つなんですけれども、そういった観点も1つ、審査の対象としていければいいんじゃないかと。

いわゆる今回の案件は、生活上、先ほどの説明もございましたとおり、前面道路のところに塀を造ってしまって、進入路がないというような現状の中で、委員さんご指摘のとおり、ちょっと安易だったかなと言われれば、もうそのとおりだと思います。それをちょっと悪意性がないという判断の下で審査して、県との協議を経た中でやってきたと。今後もその辺は、生活的に必要なか必要でないか、あるいは悪意性があるかないか、こんなところを1つの観点で審査していければと思っていますので、よろしく願いしたいと思います。

議 長

その辺のそのニュアンスが、果たしてそれに比べてこの手続とこの後っていうやつがこれでいいのかどうかっていうやつがちょっと疑問に思ったもので、ちょっと火をつけてしまいました。次にまた地元へ帰っていろいろ問題があったときには、事務局と対応の中で、県と協議してもらって、それ、法的の中での前へ向いてもらうっていうことが大原則だと思いますので、いいですか。

これを含めて何か、ほかの方で何かありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

では、ここで集約いたします。

農地法第5条の規定による案件、8件について、集約いたします。

農業委員の皆さんに伺いますが、議案第206号から213号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、案どおり決定いたします。

続きまして、議案第214号お呼び215号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、2件についてを上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

麻生主任。

麻生主任

農業委員会事務局の麻生です。

着座にて失礼します。

総会資料の5ページをご覧ください。

納税猶予の的確者証明願承認について説明いたします。

議案第214号、井川城2丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第215号、井川城3丁目にお住まいの〇〇〇〇さんが承認を受けるものです。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

では、小林委員、説明をお願いします。

小林農業委員

214号です。位置図の最終ページの17ページに表示がありますがけれども、この物件は、文字どおり市街地の中にあって、3方をほぼ住宅地に囲まれているというようなところなんですけれども、田んぼをやっておいで、この時期、耕運をされ、来期に備えてきれいに整地というか、耕運をされていて、問題がないと思って見てまいりました。

引き続いて、下の215号ですけれども、これも先ほど申し上げたように、市街地の中ということでございますけれども、一応現況は畑になっております。ここも、先ほど申し上げましたように、2方、3方が住宅地に囲まれた土地なんですけれども、この方はなかなかお忙しい方で、遠くの、土帰月来というか、ところにお勤めというようなこともあって、この土地そのものを防草シートで全部囲ってあるということ、なかなかそういう保持というか、やり方もあるんだなということ、とても参考にはなりました。引き続いて来年度起こせるかどうかということは、それ、確約がないんですけれども、ご本人にも連絡を取ったんですけれども、何とか早く帰郷をして、ここに手をつけたいということでございましたので、問題なしということ、皆さんに紹介をしたいと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ほかの委員の方で本件について質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第214号及び215号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
事務局からアからオについて一括説明をお願いいたします。
麻生主任。

麻生主任 それでは、報告事項のアからオについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
総会資料6ページからご覧ください。
6ページから10ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約の件、31件、11ページ、農地の形状変更（土地改良）実施に伴う届出の件、1件、12ページから13ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、23件、14ページ、農地法第4条の規定による届出の件、2件、15ページから16ページ、農地法第5条の規定による届出の件、8件。
以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ご苦労さまでした。
ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきをお願いいたします。
続きまして、協議事項に入ります。
令和5年度違反転用への対応について、事務局から説明をお願いいたします。
藤井主任。

藤井主任 それでは、総会資料の17ページ、18ページをご覧ください。
令和5年度違反転用への対応ということで、総会の開会前に、該当される地区の委員さんのところへ地区の担当のほうから各地区ごとの違反転用ないし違反転用のおそれのある土地のリストを配付をさせていただきました。

こちらについては、皆様がこの夏行っていただきました農地パトロールの結果及び昨年度からの違反転用の積上げ、あとは通報があった農地などが含まれております。

まず、今回配付のない委員さんにつきましては、特に違反転用の対応は今回ありませんので、ご承知おきください。

昨年度と変更された点についてご案内いたします。

今年度の農地パトロールからタブレットを用いて現地確認をされたと思います。その中で、タブレットで写真を撮っていただいて、写真をデータで頂いた委員さんにつきましては、今回の違反転用の関係で、改めて写真を頂く必要はありません。農地パトロールの際にタブレットで写真を保存してない委員の方のみ、今回改めて、すみませんが、写真の撮影をお願いできればと思います。

つきましては、1月31日、次の定例総会までに、写真を撮られてない委員さんは、写真及び違反転用地ないし違反転用のおそれのある農地について、違反行為者ないし地主の方にもし聞き取りができれば、その内容も併せてご報告をいただければと思います。

細かい筆ごとの指導内容につきましては、個別でお配りした書類の中に書いてございますので、またご不明な点等ございましたら、私、藤井か加藤までお問合せをいただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいまの件につきまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

これ、藤井さん、委員の皆様からデータをもらった後の営みはどうなる。では、藤井さん、お願いします。

藤井主任

写真を頂いた後ですが、違反の案件であれば、まずご事情をお聞きするよう形になると思います。その後、事情を聞く営みも、委員さんのほうでもし聞けるようであれば聞いていただいたものを基に対応方針を決定しますが、違反として原状回復の指導になるのか、また先ほど会長からお話があった、もし仮に追認ができるようなものであれば、追認の方向に進むのか、基本的にはその二択になるかと思いますが、具体的な悪意があるのか、あとは生活に必要なものなのかというところで、また判断していくことにはなろうと思いますが、その際には、また地元の委員さんのご意見もいただきながら、方向性は決めていくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

それでは、質問、意見等ありますか。

では、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 ちょっと皆さんに聞きたいことがございまして、波田地区、畑等がうん

と多くて、そういうところの遊休農地とかそういうのは改善すぐできるんですよ。ただ、一番問題に今なっているのが、果樹園の関係で、幾らちょっと整地とかしてくださいって、きれいにしてくださいって言っても、もう年寄りだでできない。暇がないとか言って、そういうのを各地区でどのような対応をしているか、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

以上です。

議長 　　では、塩原秀俊委員、お願いします。

塩原（秀）農業委員　今の意見と同意見で、この違反転用の部分も、もう私が農業委員になったときのリストですので、3年前からなっているということで、全然変更もなく、現状がそのまま通ってきて、ただ1か所だけ保全管理地に変えることができたんですけども、そういうときの進め方ですよ。もう3年かかってできないのは、これから4年、5年かかってできるかということ、大変難しいところがあるのかな。

議長 　　これ、遊休荒廃地も含んでいる。
藤井さん。

藤井主任 　　塩原至委員さんのおっしゃられた波田地区のリンゴ畑みたいなイメージでいいんですかね。

塩原（至）農業委員　はい。

藤井主任 　　リンゴ畑が違反転用というよりは、遊休地化しているというイメージで私、捉えたんですけども。

塩原（至）農業委員　いいです、それで。
その対策、結構各地区やっていると思うんですよ。

議長 　　基本的に、うん、そう。ちょっと後で事務局でコメントしてもらえばいいが、困ったことで。我々指導するだけじゃなくて、こういう方法で解決してくれというメニューも含めた中で、そういうのは対応できればいいんだが、なかなか特に果樹園地帯、できないのが現状で、これはあらゆるチャンスとか、JAとか、機構を使いながら、機構で4万数千円かな。それで、市で幾らか、4万円か。1反歩4万円。それもあるんで、それを対応しながら、担い手へ伝える算段をやっていくことしか、私、うちも周りもいっぱいあるもんで、それ、比較的新規就農者がいれば、JAとも相談しながら、あっせんしていくという方法しかないんじゃないかなというふうな気もするがね。

ほかに。同じことですよ、秀俊さん。

塩原（秀）農業委員 同じです。

議 長 どうですか。
では、草田係長。

草田係長 農業委員会事務局の草田です。
今、会長がおっしゃられたように、制度を使いながら改善していただくか、私たちのほうでも、情報紙だとか、農業会議が発行している本だとか見ながら勉強して、また情報あれば、お伝えできたらなと思っております。
以上です。

議 長 これで1点言えることは、やっぱりこういう我々営みするもので、幾ばくかというか、回復の機運なり、回復のチャンスなり、芽はつくっていくのが我々の職責の1つだと思うんです。だから、そこはやっぱりえらい粗を探して、解決点もないのに、えらいというような気もするけれども、やはりこれ、地道の中で、えらい目に見えないかもしれないけれども、行政のポジションとやりながら、前へ進むと。それで、どうしようもないのは、やっぱり山林化、山地化もあるし、その辺ではね、もちろんやり手がいないのに、探して何とかしろなんて言ったって無理な話だもので、そこはやっぱりちょっと矛盾は矛盾なんだけれども、地道にそれぞれの立場の地域に合わせた中でそういうことを啓蒙というか、上から目線になっちゃいけないが、一緒に解決するしかしようがないじゃないかなというふうな気もしますが。
だから、これ、もちろん前は管理機構でも1反歩何十万円というお金を積んであったんだけど、これ、4年前か、それ途切れちゃったし、今、市単でも頑張れと言って、そういうお金も増やせと言っているし、それでももちろん県だって国だって、遊休荒廃地なんて問題言ってじゃなくて、これあるから、頑張って何とかしろということでも我々も言っていますし、なお一層我々の機運としてもつなげていかなきゃいけないしと思っていますが。
もちろん明快な回答なんて出てこないと思うけれども、そういったスタンスの中で我々動いていくしかしようがないというふうに思いますが、いいですか。

塩原（至）農業委員 ありがとうございます。

議 長 では、川村補佐。

川村補佐 すみません、参考になるか分からないんですけども、果樹園の場合、ご承知のとおり、放っておくと腐乱病とかそういうのが出てきちゃったり、リンゴとかが特にそうなんですけれども、そうなっちゃったときにはというところで、先ほど会長のほうからもあったんですけども、農政課のほうの支援も受けられればというのがあるんですが、そこにも達しないような

中途半端な状況のやつが非常に目立つという中で、たまに聞くのが、まきにして持って行ってくれと。自分で切って持って行ってくれ、ただでいいからというやり方は聞いたことがあります。

ただ、その難点が、抜根までしてくれればいいんですけども、根のほうまで病気が入っちゃったような圃場になると、その解決ができないもので、もしそんなところも、根のほうまで行ってないようならば、伐採して、まきで持って行ってくださいよというのも何件か実例があるという話は聞いたことがありますので、ちょっと参考になるか分かりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長 　　　　　　では、久保委員。

久保農業委員 　　　それは補助金が出るという意味ですか、切ったり、根っこをほじくるやつは。

議 長 　　　　　　川村補佐。

川村補佐 　　　　　補助金の対象になれば、それは全部行政の補助金でできるんですけども、できないような場合に、先ほど委員さんおっしゃったように、高齢とかだとまきにもできないもので、ただでいいから切って持って行ってくれという相手との交渉というふうな仕方があるようです。

議 長 　　　　　　久保委員。

久保農業委員 　　　私の家内の実家の三郷の隣が高齢だということで、一部のリンゴ畑をやりましてね、伐採して、ほじくりまして、伐採したほうはやっぱり持って行ってくれたようですが、根は持って行ってくれない。自分たちで燃やそうかどうかなんて言ってというのを聞いたんですが、それしか方法ないですかね、やっぱり。腐乱病とか何かあるわけですね。

議 長 　　　　　　塩原至委員。

塩原（至）農業委員 　　というか、結構そういうのがあるもんで、そういうのが実際にまだ違反転用に当たるか何か分からないんですけども、そういう問題に行ったときに、農業委員会としてどういう対処をしていけばいいのか。よく物を捨てられちゃうんです。

議 長 　　　　　　基本的には対症療法しかないじゃないか。その事例をやって、それで我々はスーパーマンじゃないもので、やはりこういう手段とそのテリトリーがそんなにあるわけじゃないもので、今おっしゃったように、4万幾らの市単の事業と、機構へ相談しながら、担い手つかめて、マッチングしながら、

プラスアファで1反歩10万円弱の金を使いながら担い手へやるというのも1つの方法でしょうし、そこはやはり我々もその知識も得ながら、農政と事務局とのタイアップしながら、対症療法、当面。これ、全部がうまくいくなんていうことありっこないので、だでそこはやっぱりさっき言ったように、山へ戻すものはもう戻すしというようなことの組合せで、ちょっとあがくしかしようがないと思うがね。

これはまたそれぞれね、こういうふうな根本的な問題になってくるもので、また継続していろいろ皆さんの意見聞きながら、行政ともつなぎながら、それぞれ柳澤さんのテリトリーのところもちょっとやってもらいながら、話は結構ありますが、いろいろまたそこで知恵を絞りながら、これ、いくじゃないかということだと思います。

ほかにいいですかね。

[質問、意見なし]

議長 では、そういうことで、場の雰囲気をつかんでいただいて、ご了解をお願いしたいと思います。

それでは、3時まで休憩いたしますので、お願いします。

(休憩)

議長 それでは、議事を再開いたします。

次に、協議事項、令和5年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更の協議に入ります。

農政課から計画変更案の概要などについて説明をお願いいたします。

望月主査。

望月（農政課）主査 農政課計画担当の望月と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

協議事項、令和5年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

「令和5年度第2回松本農業振興地域整備計画の変更について」と記載された資料と「変更申出地位置図」と記載された資料の2種類をもってご説明をいたします。

では、「松本振興地域整備計画の変更について」と記載された資料の1ページをご覧ください。

（1）変更案の概要についてご説明いたします。

今回は、重要変更は18件です。内訳は、農家住宅が6件、農家分家が2件、一般住宅、事業所、公共事業を含めましたその他が10件となっております。軽微変更につきましては1件です。合計19件の案件をご協議いただきます。

次に、資料2ページをご覧ください。

(2) 経過は、資料に記載のとおりとなっております。

今年の11月に申出を受け、各地区農振協議会、現地調査、庁内調整会議が行われ、本日農業委員会でご協議いただくこととなりました。

(3) 今後の予定も、資料に記載のとおりとなっております。

今回の案件について、軽微変更の案件につきましては、本日承認いただきました時点で協議は終了となりまして、2月下旬頃、完了公告と申出者等への通知はなされる予定です。

重要変更につきましては、県の事前協議、県同意等を経て、除外公告、完了公告と申出者等への通知を予定しております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。
それでは、質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。
じゃ、武井さん。

武井農業委員 この変更を受けて、農家住宅等に着工ができない。何かこれ、期限っていうのはありますか。どのくらいで着工しなきゃいけないとか。

議長 望月さん。

望月（農政課）主査 変更公告後、おおむね1年以内に農地転用の申請をしていただくということをお願いをしておるところでございます。

議長 よろしいですか。
じゃ、次に進みます。
続いて、変更案の協議に入ります。
最初に、農家住宅について説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査 それでは、資料3ページをご覧ください。
整備計画変更一覧表について、個別案件ごとに左から番号が振ってあります。一番下には別冊の申出地位置図のページが記載してありますので、併せてご参照いただければと思います。
では、個別案件ごとの説明に入ります。
まず、農家住宅の6件です。
資料は3ページになります。
番号1、新村地区になります。申出者の父親が申出地に倉庫を建設し、倉庫及び駐車場として使用してきましたが、その後、確認したところ、必要な手続が行われていないことが分かりまして、違反転用状態となっていたことが判明したことから、是正のための申出をするというものです。あわせて、西側の農地の一部に別の倉庫がはみ出していたことも分かったため、併せて申出をするものです。申出者の所有地及び他者の所有地で建設地を

検討しましたが、条件を満たすのは申出地のみだったことから、申出地を選定しました。農家住宅の敷地拡張として、敷地面積2,935平米のうち104平米を転用するというものとなっております。

続きまして、番号2、新村地区の案件です。申出者は現在、安曇野市のアパートに住んでいますが、実家の農業等をサポートするため、実家の隣接地への住宅の建設を計画したものです。実家は築年数が古いことから、居住性が低い反面、歴史的価値が高いこと、また両親が居住していることから、壊すことができず、その他の土地も検討しましたが、所有者の同意が得られたのは、父親の所有地である申出地のみであったことから、農家住宅として、敷地面積975平米のうち265平米を転用する計画となっております。

続きまして、番号3番、和田地区でございます。申出者は、松本波田道路の建設のため、自宅敷地の南側を提供することになりました。移転候補地を検討しましたが、現在の生活環境を維持するため、現在の住宅敷地の残地及びその隣地に建てるのがよいと判断をしました。申出者所有地及び他者所有地を検討しましたが、適地は申出地のみであったため、農家住宅として、田、449平米のうち151.65平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

続きまして、資料4ページになります。

番号4、今井地区です。申出者は、申出地に隣接する土地及び当該地に建つ住宅を申出者の実父より相続しました。その後、調査をしたところ、この住宅等が申出地にはみ出ていることが判明したというものです。申出地にある住宅、物置等は申出者の亡くなった父が造ったものであることから、現状となった経過は不明ですが、現在、生活の場となっているということから、申出地である畑、574平米を除外し、転用するというものとなっております。

続きまして、番号5、本郷地区の案件になります。申出者は現在、申出地の隣地に家族4人で暮らしています。農地を相続し、農業を営んでいますが、農業用機械のほか、自家用車4台を保管するためには、現在の住宅敷地では手狭であることから、実家の近くに車庫を建てるのがよいと判断しました。申出者の所有地はなく、土地所有者及び他者の所有地で検討しましたが、周辺農地への影響が最も軽微で、自宅にも近い申出地が選定されました。以上により、畑、100平米を除外し、農地転用を行うものです。

最後になります。番号6番、梓川地区の案件になります。申出者は、いずれも相続にて申出地を取得しているため、経過についてはちょっと不明なんですけれども、申出地に隣接する土地の住宅の建て替えを行うために調査を行ったところ、申出地の一部が通路として使用されているということが判明したものです。ほかに適当な土地がなく、また現在、申出地にある住宅や物置等は生活に必要なものであることから、田、40平米のうち17.63平米を除外し、転用するというものです。

以上、農家住宅6件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいま農家住宅6件について説明がありました。
地元の委員の方から何か補足説明がありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 次に、全体の委員の皆さんで質問、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。
農家住宅6件、1, 212.28平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成であります。
全員賛成ですので、農家住宅については、やむを得ないと集約いたします。
次に、農家分家について説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査 続きまして、農家分家2件でございます。

資料の5ページをご覧ください。

番号7、新村地区でございます。申出者は現在、アパートで暮らしていますが、子供が生まれ手狭になったことから、家を建てて、よりよい環境で子育てがしたいと考えるようになりました。申出者に所有地はなく、本家や他者の所有地で検討しましたが、他者所有地は折り合いがつかず、本家の農業に最も影響が軽微である申出地を選定したものです。以上により、農家分家として、田、2, 935平米のうち257平米を除外し、転用するものです。

番号8番、梓川地区になります。申出者は現在、アパートで暮らしていますが、よりよい環境で子育てを行いたいという希望があるため、家を建てることがよいということを考えるようになりました。申出者に所有地はなく、本家や他者の所有地で検討をしましたが、他者所有地は折り合いがつかず、本家の農業に最も影響が軽微である申出地を選定したものです。以上により、農家分家として、田、1, 365平米のうち299.99平米を農振除外し、転用するものです。

以上、農家分家2件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長 それでは、地元の委員の方で何か補足説明がありましたら、お出しをお願いします。

[質問、意見なし]

議長 次に、全体を通しまして委員の皆さん、何かあったらお願いいたします。中川さん。

中川農業委員 大したことではないんですけども、5ページの7番の一番下の他法令による許可等というところのちょっと文章がよく分からないので、その4行目ぐらいからいくと、「今回、申請地に是正のための申請（番号2）があります。そちらが否決さ」で止まっているんですけども、それがどういう意味なのかがよく分からないので。

議長 望月さん。

望月（農政課）主査 すみません、大変失礼いたしました。「そちら否決された場合」でございます。ここですみません、訂正させていただきます。

すみません、この意味なんですけれども、案件番号2番と実はこれ、同じ土地になります。案件番号、すみません、失礼しました。1番ですね。すみません。こちらもここで訂正させていただきます。失礼いたしました。1番と同じ場所になります。この1番が現在、違反状態ということになっておりますので、そちらが確実に是正されるということがその条件と、そういう意味になっております。

中川農業委員 分かりました。

議長 いいですか。
細江さん、そういうことだよ、新村。

細江農業委員 はい。その分家のほうを建てるために測量をしたら、本件の本家のほうの建物が農地にはみ出していたのが分かったものですから、その許可と一緒に是正したいということで、申し出たということです。

議長 ありがとうございます。
そうすると、望月さん、ちょっとこれ、正式な文章をちょっと読んでください。

望月（農政課）主査 すみません。
そうしましたら、3行目から申し上げます。

今回、申請地に是正のための申請（番号1）があります。そちらが否決された場合、分筆元の適法性がないため、許可できない可能性があります。
お願いいたします。

議 長 よろしいですか。

中川農業委員 はい。

議 長 じゃ、そういう文言を訂正した上でのご審議をお願いします。
ほかに。よろしいですか。

[質問、意見なし]

議 長 じゃ、なければ、集約いたします。
農家分家2件、556.99平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認していただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、農家分家2件については、やむを得ないと集約いたします。
次に、その他について説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査 それでは、その他10件でございます。

資料の6ページご覧ください。

番号9、島立地区です。申出者は、自身の住宅から西側の公道への進入路の通路の幅が狭く、車での通行に支障が生じていたため、通路を北側に拡幅することを計画したものです。また、その計画を進める中で、北側農地の一部が違反転用状態となっていたことが判明したため、これを併せて是正するというものです。転用の目的が達成することができる土地は申出地のみであることから、当該地が選定されました。以上により、一般住宅の敷地として、田、2,185平米のうち28.66平米を農振除外し、分筆、転用するものです。

続きまして、番号10、梓川地区の案件になります。申出者は、野良猫の保護活動をしています。申出地の隣地を自宅として購入しましたが、申出地にある農業用倉庫を、その一部を農業用の倉庫として使用しつつ、保護した猫の遊び場として利用しています。保護猫の活動エリアとして当該地は必要であるということから、今回是正のため申出を行うというものになっております。自宅周辺を検討しましたが、自己の所有地には適地がなく、

他者所有地では同意を得られたのが申出地のみであったということでございます。以上により、一般住宅として、畑、204平米を除外し、転用するというものでございます。

続きまして、番号11番、7ページになります。神林地区です。申出者は、自身の所有地がりニア中央新幹線の事業用地となったということから、その代替地を検討する中で、今回、新規事業としてコンビニエンスストアを松本地域に出店するということを計画したものです。自己所有地は松本市内にはなく、他者の所有地についても、申出地以外は所有者の同意が得られなかったり、開発許可の見込みが得られなかったことから、申出地を選定したものでございます。以上により、事業用地として、田、2,081平米を除外し、転用するものです。

続きまして、番号12、笹賀地区です。申出者は、申出地の隣地で眼科を営んでいますが、診療していく中で、まぶたの治療の必要な場合が出てきたということから、その需要に応えるため、形成外科の開設を計画しました。このような理由から、現在の診療所の周辺で位置を選定したところ、自己の所有地には適地はなく、他者の所有地で同意を得られたのが申出地のみであったため、当該地を選定したものでございます。以上により、田、777平米を除外し、転用するものです。

続きまして、番号13、資料8ページになります。今井地区の案件でございます。申出者である長野県が所有する松本養護学校は、近年児童が増加しており、それに併せて教員も増加しているということから、慢性的な駐車場不足となっております。そのため、既設の敷地に駐車場を増設する計画を立てましたが、それでも駐車場は不足するということから、駐車場の増設を計画したものです。学校敷地を検討しましたが、上記土地以外に見込みのある土地がなく、県所有地及び他者所有地を検討しましたが、申出地以外に同意は得ることができませんでした。以上から、畑、1,292平米を除外し、転用するという計画でございます。

続きまして、14番、資料9ページになります。島内地区です。申出者は、大型クレーンなどを所有していますが、経済状況の変化により、現在駐車場用地として使っている土地に自らガソリンスタンドを設置する、給油用のスペースを設置するということになったため、そこが駐車場として使えなくなることから、新たな駐車場が必要となったというものです。自己所有地及び他者所有地で検討しましたが、選定条件に合う土地に自己所有地はなく、他者所有地も検討しましたが、条件に合致し、地権者の同意が得られたのは今回の申請地のみであったため、当該地を選定したものでございます。以上により、田、5,902平米のうち3,633平米を除外し、分筆、転用するものです。

番号15、笹賀地区の案件です。申出者は、申出地の隣接地に事業所があり、事業拡大のため、駐車場の不足が見込まれることから、駐車場の増設を検討いたしました。自己所有地及び他者所有地を検討しましたが、自己所有地は既に別の用途で使われており、他者所有地では、申出地以外は農地転用の見込みがなかったり、地権者の同意が得られなかったことから、

当該地を選定したものです。以上により、畑、955平米を除外し、転用するものです。

続きまして、番号16、波田地区の案件になります。申出者は、業務の拡大に伴い、工事の新設を計画しましたが、現在の事業所の周辺で建設可能な土地が現在駐車場として使用している土地のみだったことから、駐車場の移設を計画したものです。申出者の所有地は既に他の用途で利用されており、他者所有地も検討しましたが、条件に合致しなかったり、耕作者の同意が得られず、地権者の同意が得られたのが申出地のみであったため、当該地を選定したものです。以上により、畑、2,504平米のうち1,000平米を除外し、転用するものです。

なお、この案件につきましては、地区協議会において、雨水処理に関して、地面浸透と擦ることに懸念がありましたが、その後、申出者のほうで、浸透ます及び土塁を設置するという計画に変更するという事になっております。

続きまして、番号17番です。資料は10ページになります。島内地区の案件です。申出者は、建設業を営んでいます。数年前に現在地へ事業所を移転しましたが、従前の事務所に附属していた資材置場は移転しなかったため、事務所と資材置場が離れており、社員への負担が大きい状況となっています。そのため、現在の事務所の隣地へ資材置場を移転する計画をしました。自己所有地には適地がなく、他者所有地も検討しましたが、申出地以外は地権者からの同意が得られなかったことから、申出地を選定したものです。以上により、畑、4,625平米を除外し、転用するものです。

続きまして、18番、寿地区の案件になります。申出者は、土木事業を営んでいます。現在、事務所から離れた場所に資材置場を設置していますが、将来的にその土地は返却しなくてはならない土地であることに加え、盗難の心配もあることから、事務所周辺への資材置場の移設を計画したものです。自己所有地はほかの用途で使用しており、土地所有者の所有地及び他者所有地も検討しましたが、条件が合致し、地権者の同意が得られたのは申出地のみであったため、選定したものです。以上により、畑、135平米を除外し、転用するものです。

以上、その他10件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

その他10件について説明がありました。

地元の委員の方で何か補足説明がありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、委員の皆様で何か質問、ご意見等ありま……、じゃ中川委員。

中川農業委員

すみません、いろいろありましたが、それぞれ各地区の農振協議会を通っ

てということですので、一つ一つ何かと申し上げるつもりはないんですが、1つだけ、この11番、説明がちょっとよく聞けなかったんですが、この11番の神林のコンビニエンスストアですね。これ、もう一度ちょっと説明していただきたいんですが、リニア。リニアの換地がほかになくて、ここにしてみたいな、そういうふうに捉えたんですが、ちょっともう一度説明いただけますか。

議 長 じゃ、望月さん。

望月（農政課）主査 11番のコンビニエンスストアの神林地区の案件ですけれども、事業の計画者が駒ヶ根市の事業所になっております。今回、駒ヶ根市のほうの、南信のほうの申出者が所有している土地がリニアが通る土地に該当することになったということで、その別の移転先を検討していたというところの中で、新しくコンビニエンスストアの事業を事業として営むということで、どこか県内に適地はないかというところで検討していたところ、松本市内のこの神林の土地が最も適地であったということで、選定したというふうに聞いております。

中川農業委員 ここが適地だというのは分かりますが、これ、要は除外するという話じゃないですか。これ、周辺がすごく優良農地に見受けられるんですが、ここにいきなりコンビニは、適地は適地なんでしょうが、これ、どうなんでしょう。この地区のいわゆる連担性があるとか、これ、優良農地の一帯じゃないですか。その辺、どういった議論でここまで来たのかということをちょっと確認させていただけますか。

議 長 望月さん、そもそも駒ヶ根にあったのは、コンビニやっていたわけじゃないよね。ほかの事業をやっていて、コンビニ業界に入りたいもんで、適地を探していたら、ここになったっていうのが経過ですよ。

望月（農政課）主査 そのとおりでございます。

議 長 それで、優良農地の件、じゃお願いします。

望月（農政課）主査 今回の申出地なんですけれども、農振法上及びほかの農地法ですとか都市計画法上、問題ないかというところで検討はさせていただいておりました、その点については、特に問題はないと。法律上は問題はないということで確認はさせていただいております。

議 長 塩原さん、何かありますか。

塩原（秀）農業委員 この道路を利用する方の利便性が多分コンビニということは上がるし、また地区の皆さんも、今のコンビニというのは、住民票を発行したり、携

帯の金を払ったり、電気代を払ったりということで、生活をしていく上には必要な店舗になっているので、そういうことで、地域の利便性も上がるので、できたら地域とその道路を使っている方の利便性が上がるということで、できたら承認をいただければということで、地域の農振のほうは通っております。

議長 いいですか。

中川農業委員 承知しました。

議長 農振でこの形態はオーケーだ。法律上ね。
じゃ、倉科さん。

倉科農業委員 すみません、聞き間違いだったらあれなんですけれども、10ページの番号17番の面積なんですけれども、こちらの記載、874平米なんです、説明の中で4,600平米ぐらいのことをおっしゃってましたので、ちょっとそこだけ確認させてください。

議長 じゃ、望月さん。

望月（農政課）主査 すみません、失礼いたしました。正しくは、田、874平米でございます。訂正させていただきます。

議長 ほかに質問、ご意見等ありますか。

[質問、意見なし]

議長 じゃ、なければ集約いたします。
その他10件、1万1,097.66平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、その他10件については、やむを得ないと集約いたします。
次に、軽微変更について説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査 じゃ、軽微変更1件でございます。
資料11ページをご覧ください。

番号19、新村地区です。申出者は、農業を営んでいますが、多くの農業機械を自宅の周辺には置き切れず、朝日村の親戚に預けていますが、移動に時間がかかり、効率も悪い状況となっていることから、自宅周辺に農業用車両駐車場の新設を計画したものです。自己所有地及び他者所有地で条件に合致したのは申出地のみであったことから、当該地を選定したというものでございます。以上により、田、737平米のうち175.5平米を軽微変更を行い、農業施設用地とするものでございます。

以上、軽微変更1件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
細江委員、何かありますか。

細江農業委員 いや、別に。農業を一生懸命やっている方なので。

議長 はい、分かりました。
全体を通してこの案件に対して質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。
軽微変更1件、175.5平米については、了承すると集約したいと思いますが、承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、軽微変更1件については、了承すると集約いたします。
それでは、今まで協議結果をまとめて事務局から報告していただきたいと思っております。
草田係長。

草田係長 令和5年度第2回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、協議結果の集約を報告いたします。
農家住宅6件、1,212.28平米については、やむを得ないと集約しました。
農家分家2件、556.99平米については、やむを得ないと集約しました。
その他10件、1万1,097.66平米については、やむを得ないと集約しました。
軽微変更1件、175.5平米については、了承すると集約しました。
以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、整備計画、終了いたします。

次に、報告事項に入ります。

まず、アの令和5年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。

藤井さん。

藤井（農政課）事務員 かねてよりの担当、田村に代わり、今回から本件を担当させていただきます農政課の藤井と申します。よろしくお願いいいたします。

それでは、令和5年度第3回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。

お手元の資料19から20ページをご覧ください。

それでは、報告事項に移ります。

まず、認定農業者の制度の概要は資料のとおりです。また、複数の市町村で営農を行っている者については、長野県知事及び農林水産大臣が認定を行っております。長野県知事及び農林水産大臣が認定した該当者については、年度末にまとめてお知らせいたします。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が令和2年4月9日に告示され、所得目標が見直されました。数値については、資料の表のとおりです。

審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導班に意見聴取を行い、認定するものです。

今回松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規が個人5件、法人1件の計6件、再認定が個人13件、法人1件、共同1件の計15件となります。以上21件につきまして、全件承認されたことをご報告いたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、承知おきをお願いいたします。

続きまして、報告事項のイ、令和5年度第3回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。

農政課の説明をお願いいたします。

小原主任。

小原（農政課）主任 農政課の小原と申します。

それでは、21ページをご覧ください。

令和5年度第3回青年等就農計画の審査結果についてご報告いたします。

今回、3件の申請がございまして、指導班書類審査の結果、適当と認められました。

制度の概要につきましては、2番の記載のとおりなんですけれども、原則45歳未満、農業経営を開始してから5年後に所得250万円程度の目標について、達成見込みが確実であることというのが主な要件となっております。

今回認定した3名ですが、21ページ下部の3名になります。

1番が里山辺と入山辺地区、〇〇〇〇さん、2番目が里山辺地区の〇〇〇〇さん、3番目に梓川地区の〇〇〇〇さんとなります。3名とも主な作物はブドウとなります。

1番と2番の方につきましては、3年間のJA松本ハイランドの研修事業を終了、11月にされた方です。3番目の方については、4月に就農を開始して、その1年目の実績を基に認定いたしました。

該当地区の皆様には、新規就農者の経営確立に向けまして、引き続きサポートいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

議長

ありがとうございました。

これより質疑を行います。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをお願いいたします。

次に、報告事項のウ、令和5年度全国農業新聞普及推進の取組結果についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

増澤主事。

増澤主事

農業委員会事務局の増澤です。

資料22ページをご覧ください。

全国農業新聞普及推進の取組結果について、簡単にご報告させていただきます。

8月から11月を普及強調月間として取り組んでいただきました。その結果、目標普及部数41部に対しまして、21部普及していただきました。多くの委員の皆様の普及推進の活動によって、この数字が出てきたと思

ます。ありがとうございました。

簡単ではありますが、ご報告とさせていただきます。

今後とも農業新聞の普及推進にお力添えを賜りますようお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

よろしいですかね。

じゃ、そういう建前ですので、頑張りましょう。

農業委員の機関紙として少しでも多くの皆様の目に触れる機会をつくっていただければありがたいと思いますので、引き続きご協力よろしくをお願いいたします。

最後に、報告事項のエ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

お願いいたします。

23ページになります。

主要会務報告です。

11月30日の全国農業委員会会長代表者集會に会長に出席していただきました。

12月4日から5日に京都市へ視察研修に行ってくださいました。この後、委員長からご報告があると思います。

12月13日、県の行政機関との農政懇談會に会長に出席していただいています。

続きまして、24ページ、当面の予定であります。

1月2日にJAあづみ年始の會に会長に出席していただきます。

1月18日、松本市議會經濟懇談會に会長に出席していただきます。

1月24日の農地転用現地調査は、矢嶋委員と和田の塩原委員になっております。よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆さんのほうから何かありますか。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入りますが、まず先日の視察研修の報告を中川委員長にさせていただきます。

中川情報・研修委員長 情報・研修委員会からでございます。

12月4、5と京都に視察研修に行ってみりました。ご参加の委員の皆さん、ありがとうございました。多くの方々に参加いただきました。

1日目にですね、簡単に報告だけさせていただきますが、1日目に公益社団法人京のふるさと産品協会ですね、こちらに行きました。ここでパワーポイントで京野菜のブランド化の取組ということで、いろいろ説明を受けてまいりました。京野菜のうちの京都のブランド産品、例えばイメージが京都らしいとか、あるいは販売拡大を図る必要があるもの、あるいはそれなりの多くの大きなロットがある、こういったものを京のブランド産品ということで認証していると。そういったところをやっておるところであります。

この京のふるさと産品協会というところは、ブランド認証だけではなくて、消費者へのPRとか、料理店との提携とか、食文化の継承・発展とか、こういった取組をやっている、こういうお話でございました。

ここまでは予想どおりだったんですが、京野菜のブランド事業に関わって、4つの団体が一体となって取り組んでいるということで、1つは京都府ですね。行政。京都府がブランド確立に関する基本方針を樹立する。あるいは、施策化を図る。それから、JAの京都中央会、こちらがいわゆる生産者に対する生産対策とか、あと産地の指導なんかをやっている。それから、今度はJAの全農京都、こちらが今度はブランド野菜の出荷とか流通を担っている。最後に、この京のふるさと産品協会がブランド認証とか、消費宣伝、PRをやっているということで、出てきた言葉が、オール京都。オール京都、これが一番私、印象に残っています。

そのオール京都を今度、我々松本で考える場合、オール松本って何かあるのかなとか、あるいはオール長野、これって何かあるのか、そんなことを非常に考えさせられた機会でありました。

情報・研修委員会でテーマを何にしよう、何にしようということで、一生懸命考えてきたという経緯がありました。いい視察ができたんじゃないかなって喜んでおるところでございますので、報告させていただきます。

あと、それから藤井さんがいらっしゃらないんで、代わりにちょっと説明しておきますと、参加の方々に視察研修会の会計報告、これがありましたので、皆さん見ていただいたかと思うんですが、予想どおり、自己負担が2万円を超えるということで、12月の委員さんの報酬からこの分引かさせていただきますということになりますので、よろしく願い申し上げます。

会計報告は、以上、藤井さんに代わってご報告申し上げる次第でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。そして、お世話さまでした。
続きまして、事務局から連絡事項をお願いします。
草田さん。

草田係長 農業農村支援センターの寺戸補佐は本日お休みですので、本日机の上に配付させていただいた資料は各自ご覧になってください。
本日配付しました追加資料等は、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せて欠席委員におつなぎいただけるとありがたく存じます。
また、該当地区の委員に事前にお送りしました農地法申請書類の原本ですが、机の上にそのまま置いてお帰りください。
最後に、お車でお越しの委員は、市役所駐車場の無料化の処理がそちらにございますので、帰る際に入れてお帰りください。
以上であります。

議 長 ありがとうございます。
その他全体を通じまして、委員の皆さん何か。
じゃ、塩原委員。

塩原（俊）農業委員 すみません、本冊の11ページをちょっとご覧いただきたいと思うんですけれども、報告事項のところで、和田の農地を塩尻市にあります〇〇〇〇さんが土壌改良を実施するという届出の件がありまして、その報告がありました。
それで、報告はそのとおりなんですけれども、私、地元で、農地パトロールということで、この現場を何回か見に行っているわけでありましてけれども、見た感じでは、土壌改良の域をちょっと超えるような工事の仕方というか、そういうふうには私は見受けました。
今後、この工事期間が2年ということで、2年にわたってこの土壌改良を行うということでしたんで、その後の農地が農地としてきちんと使われるかどうか、こんなことについて注意深く見守っていきたいというふうにご考慮しておりますので、そんなことも報告事項の追加ということで、ご了承いただきたいと思います。
以上です。

議 長 ありがとう。じゃ、見守り。何作るだ。

塩原（俊）農業委員 〇〇〇〇さんということで、薬草を作るということで、漢方薬に使うダイオウ、それからカンゾウ、そういったようなものを作るそうです。
この〇〇〇〇さんっていう会社は、塩尻市の農業開発公社の賛助会員であるというようなこと、それから県の農業再生協議会の参加メンバーでもあるというような形で、株式会社ですけれども、農業は薬草を作るということで、きちんとされている会社だというふうに、調べた結果、そんなことでありますので、それも併せて報告させていただきます。

以上です。

議長 じゃ、リサーチよろしくお願ひします。
 じゃ、河西さん。

河西農業委員 ちょっと気になったんですけれども、1月の農業委員会の新年会というの
 はやらないんですかね。

議長 本来、コロナの前は新年会やっていたんですが、来年度切替えということで、
 また役員の皆さんにはいろいろご相談申し上げますが、案としては、
 4月に新しい体制になったところで、全員に集まっていたいて懇親会を
 やる。そして、来年度また切替えのその研修旅行もありますし、最後の旅
 行ということで、ここ、懇親会が続きますので、そこやったらどうかとい
 うことで、また役員に任せていただいて、また皆さんに協力いただくとい
 うような方針ですので、また細かいことは役員の皆さんでご協議願って、
 皆さんにお話し申し上げるという段取りですが、河西さん、いいですか。

河西農業委員 はい、分かりました。

議長 ほかに。

[質問、意見なし]

議長 よろしいですかね。
 以上で案件は全て終了しました。
 円滑な進行にご協力ありがとうございました。
 それでは、よいお年をお迎えください。
 議長を退任させていただきます。
 ありがとうございます。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 9 番 _____

議事録署名人 10 番 _____